

# 処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要：合格証明書の返納命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条第1号～第7号（警備業の要件）、第23条第4項（合格証明書の交付）
処 分 基 準： 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項各号に掲げるいずれかに該当し、警備員として不相当であると認められる場合は、合格証明書の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合とは、警察官の制服に殊更に似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であって著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等、その警備員の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：